

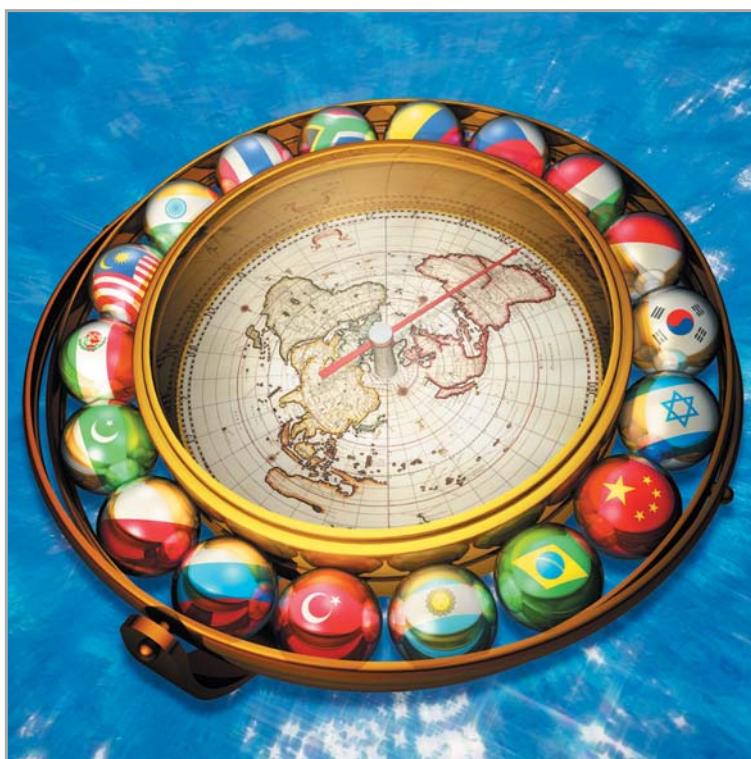
使用開始日 2021年1月14日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

4719-⑦

# ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

**大和アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

**三井住友信託銀行株式会社**

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)  
**0120-106212**

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	18兆5,682億82百万円

(2020年10月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2021年1月13日に関東財務局長に提出しており、2021年1月14日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

## ファンドの目的

- 世界の新興国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

1

### 世界の新興国の株式<sup>(注)</sup>に投資します。

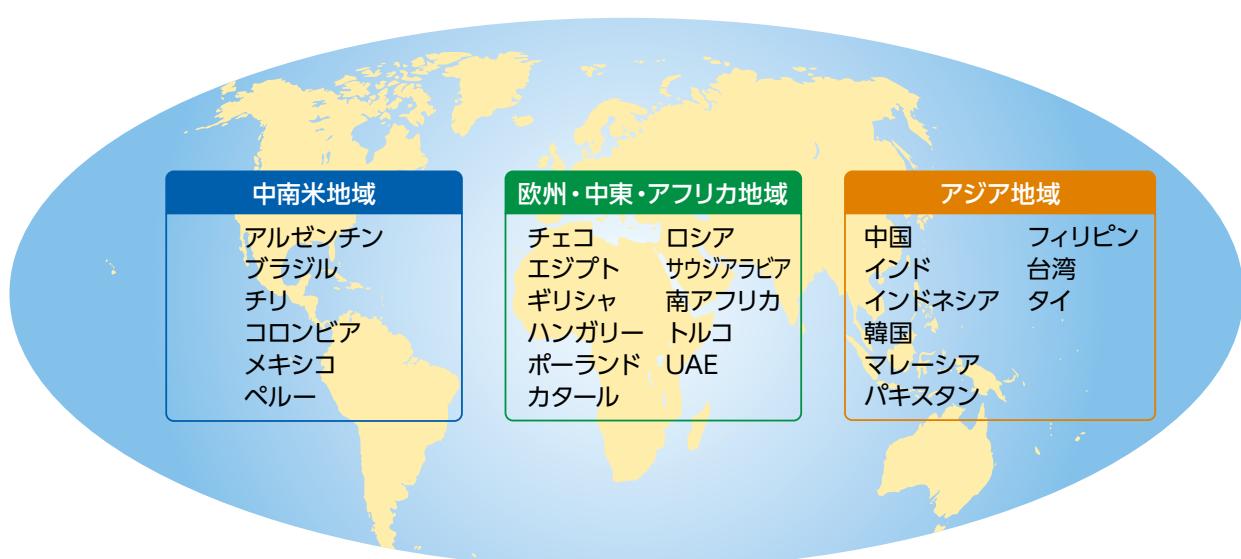
(注) 「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR : Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

- MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国（2020年10月末現在）



※上記の国・地域はベンチマークの構成国であり、ファンドは上記すべての国・地域に投資するとは限りません。また、上記以外の国・地域に投資することができます。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

# ファンドの目的・特色

●当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

## 投資対象ファンド

- ①ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
- ②インド株ファンド（適格機関投資家限定）
- ③ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
- ④欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

## ファンドの仕組み

●当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて世界の新興国の株式に投資します。



2

**各地域別の投資配分について、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社より助言を受け、各投資対象ファンドへの投資配分を決定します。**

〈モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて〉

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、1987年2月に設立された会社で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの日本法人です。
- 同グループは、堅実なファンダメンタルズ・リサーチおよび独自の分析機能に基づくアクティブ運用を通じて附加価値を追求します。運用にあたっては、経験豊富な運用プロフェッショナルで構成するチームによる組織的な投資判断を重視します。
- 同グループは、1986年より新興国市場投資を開始した業界のパイオニアです。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

**毎年4月18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。**

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、基準価額の水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

**主な投資制限**

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。  
ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

# 追加的記載事項

## [投資対象ファンドの概要]

※提出日現在、委託会社が知りうる情報等をもとに記載しています。記載内容が変更となる場合もあります。

### I. ダイワ・東アジア新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

主な投資態度	<p>①主として、東アジア地域の新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（預託証書を含みます。上場予定および店頭登録予定を含みます。）に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②トップダウンの国別配分とボトムアップの銘柄選択を融合したプロセスによって、アクティブ運用を行ないます。</p> <p>③国別配分について、モルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社より助言を受けます。</p> <p>④徹底したファンダメンタル分析に基づいて、高い利益成長性が期待される企業を中心に個別銘柄を選定します。</p> <p>⑤MSCI エマージング・マーケット・ファーイースト・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対し年率1.0615%（税抜0.965%）とします。 助言者への報酬は、委託会社が支払うものとします。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

※MSCIエマージング・マーケット・ファーイースト・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### II. インド株ファンド (適格機関投資家限定)

主な投資態度	<p>①主としてインドの取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証書を含みます。）に投資を行ないます。</p> <p>②企業訪問を中心とした独自のファンダメンタルズ分析に基づいて銘柄を選定します。</p> <p>③バリュエーションや市場のセンチメントを勘案しつつ、企業の経営の質、事業展開および利益成長性等に注目して投資判断を行ないます。</p> <p>④MSCIインド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑤運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー（シンガポール）に委託します。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対し年率1.1055%（税抜1.005%）とします。 運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

※MSCIインド・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### III. ラテン・アメリカ新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

主な投資態度	<p>①主としてラテン・アメリカ地域の新興諸国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証書を含みます。）に投資を行ないます。</p> <p>②トップダウンの国別配分とボトムアップの銘柄選択を融合したプロセスによってアクティブ運用を行ないます。</p> <p>③マクロ経済等の投資環境、各市場のバリュエーションならびにセンチメント等を考慮して国別配分を決定します。</p> <p>④徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、高い利益成長性が期待される企業を中心に個別銘柄を選定します。</p> <p>⑤MSCIエマージング・マーケット・ラテン・アメリカ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑥運用の指図に関する権限を、モルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対し年率1.1055%（税抜1.005%）とします。 運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

※MSCIエマージング・マーケット・ラテン・アメリカ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### IV. 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

主な投資態度	<p>①主として欧州、中東およびアフリカ地域の新興国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証書を含みます。）に投資を行ないます。なお、「欧州」はロシアを含みます。</p> <p>②トップダウンの国別配分とボトムアップの銘柄選択を融合したプロセスによってアクティブ運用を行ないます。</p> <p>③マクロ経済等の投資環境、各市場のバリュエーションならびにセンチメント等を考慮して国別配分を決定します。</p> <p>④徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、高い収益性等が期待される企業を中心に個別銘柄を選定します。</p> <p>⑤MSCIエマージング・マーケット・ヨーロッパ・ミドル・イースト・アフリカ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑥運用の指図に関する権限を、モルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対し年率1.1055%（税抜1.005%）とします。 運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

※MSCIエマージング・マーケット・ヨーロッパ・ミドル・イースト・アフリカ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。実質的な組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他の	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

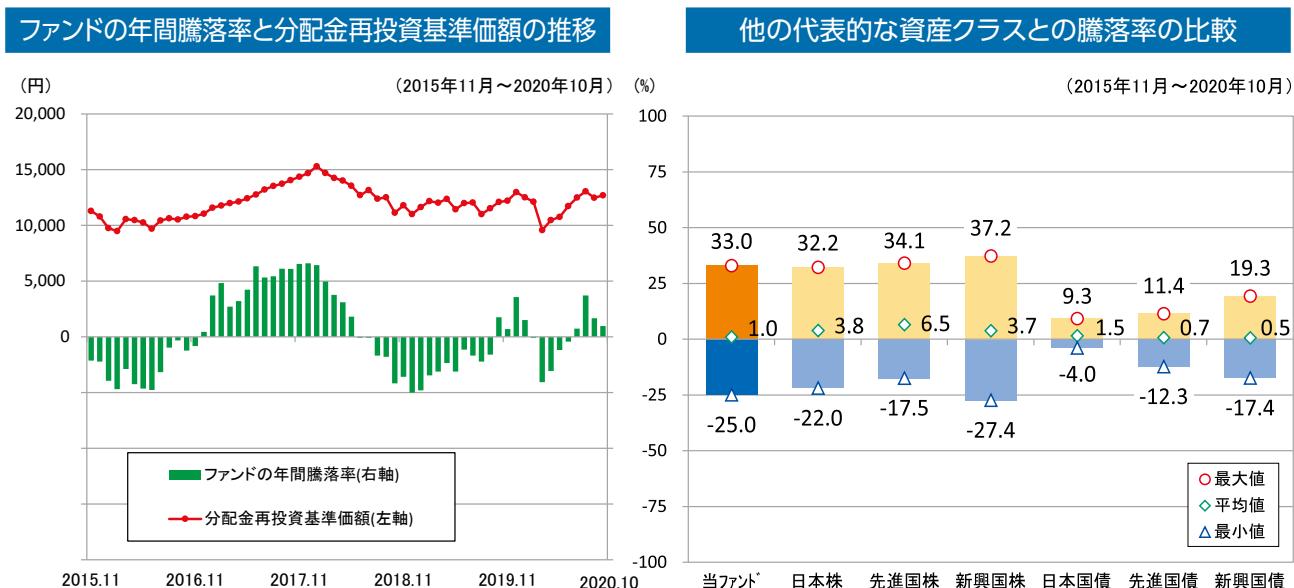
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通して、運用リスクの管理を行ないます。

## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



\*各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

\*ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 運用実績

## ● ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

2020年10月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移

基準価額	10,696円
純資産総額	93億円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、  
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

### 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 0円 設定来分配金合計額： 2,000円

決算期	第3期 09年4月	第4期 10年4月	第5期 11年4月	第6期 12年4月	第7期 13年4月	第8期 14年4月	第9期 15年4月	第10期 16年4月	第11期 17年4月	第12期 18年4月	第13期 19年4月	第14期 20年4月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	200円	400円	0円	250円	550円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

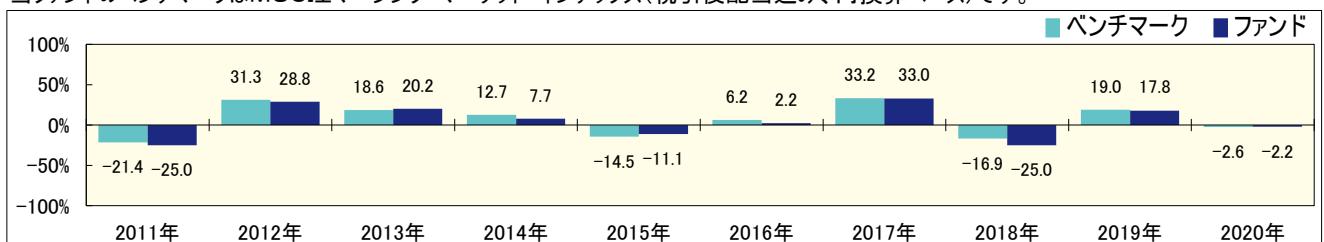
### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和アセットマネジメント	ダイワ・東アジア新興国株ファンド	65.9%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド	14.3%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	ラテン・アメリカ新興国株ファンド	11.2%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	インド株ファンド	7.2%
合計		98.6%

### 年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIワーディング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)です。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間收益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2020年は10月30までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	韓国取引所、台湾証券取引所、インドの金融商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、サンパウロ証券取引所またはヨハネスブルグ証券取引所のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後2時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入の申込期間	2021年1月14日から2021年4月14日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	2006年4月19日から2021年4月16日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月18日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	3,500億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [ <a href="https://www.daiwa-am.co.jp/">https://www.daiwa-am.co.jp/</a> ] に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2020年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <b>3.3% (税抜3.0%)</b>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	<b>年率1.1165% (税抜1.015%)</b>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。	
配分 (税抜) (注1)	委託会社 販売会社 受託会社	年率0.03% 年率0.95% 年率0.035%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資対象とする 投資信託証券	年率1.0615%(税抜0.965%) ~1.1055%(税抜1.005%)	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。	
実質的に負担する 運用管理費用	<b>年率2.178% (税抜1.98%) ~2.222% (税抜2.02%)</b> (実際の組入状況により変動します。)		
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。	

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉・税金は表に記載の時期に適用されます。

- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。